

民間社会福祉施設・市町社協のみなさんへ

令和5年度

社会福祉事業振興 のための助成金

やりたいこと やってみよう

静岡県
民間社会福祉施設
運営費助成基金

民間社会福祉施設の円滑な運営と振興を図るために、昭和52年に設置された基金です。

現在は、主に社会福祉事業振興のための助成事業として、民間社会福祉施設の地域貢献や人材育成などの取組に対する助成金に活用しています。

ふれあいネットワーク



社会福祉人

静岡県社会福祉協議会

一般助成

助成対象 静岡県内の第1種・第2種社会福祉事業を実施する県内の民間社会福祉施設及び市町社会福祉協議会

対象経費 謝金、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、会議費、備品費、保険料、業務委託費、手数料
(対象とならない経費) 経常的な運営経費、事務経費(人件費、報酬、家賃、光熱水費、施設整備費等)
パソコンやコピー機等、組織運営のために日常的に使用する備品や物品購入
視察や研修旅行費等、助成が適切でないと判断する経費
主催する役職員に係る経費(報酬、旅費交通費、会議費等)

助成率 申請事業所が県社協会員の場合 7/10、非会員の場合 5/10 (区分1、8を除く)

区分

1

第三者評価事業受審助成

福祉サービス第三者評価事業を受審し、良質かつ安心・安全なサービスの提供を推進する事業に対して助成します。



備考

- 最低100千円は各施設自己負担とします。
- その他助成金等がある場合はその額も差し引いて助成します。

県社協会員・非会員ともに 上 限

- 第1種社会福祉事業: 200千円
- 認可保育所: 150千円
- その他の社会福祉事業: 100千円

区分

2

地域との連携協働推進助成

地域との連携を図り、施設の有する資源を活用した地域課題の解決や住民の福祉に対する理解を促進する取組に対して助成します。

事業例.....

- こども食堂や認知症カフェ、居場所の設置
- 子育てや介護の相談窓口の開設

上 限

県社協会員

200千円

県社協非会員

100千円

区分

3

職場内OJT助成事業

人材確保、定着のための法人・事業所内研修等の実施に対して助成します。

事業例.....

- 業務に求められる知識や技術を身に付けるための職場内研修の実施
- サービスマニュアル作成プロジェクトの実施



上 限

県社協会員

200千円

県社協非会員

100千円

区分

4

法人間連携推進事業

複数法人間の事業所が合同で研修等を行い、事業所間連携による住民の福祉に対する理解に向けた取組や人材の育成を図る事業に対して助成します。

事業例.....

- 地域住民に向けた福祉の魅力発信イベントの開催
- 職員の資質向上のための合同研修会や、サービスの質の底上げを目指す情報交換会の開催

上 限

県社協会員

200千円

県社協非会員

100千円

区分
5

法人の経営適正化のための助成事業

外部の専門家（公認会計士、社会保険労務士、社会福祉士等）の指導による法人経営の適正化に向けた取組に対して助成します。

事業例

- ・公認会計士の指導による会計業務の適正化
- ・社会保険労務士の指導による就業規定等の見直し

備考 一法人一施設経営の社会福祉事業所または、市町社会福祉協議会に限る。

上 限

県社協会員

200千円

県社協非会員

100千円

区分
7

移動支援事業

地域のニーズに合わせた移動支援の取組および移動支援に関する講習会等普及啓発に係る取組に対して助成します。

事業例

- ・移動外出に関するセミナーや運転ボランティア養成研修の開催
- ・移動支援の普及啓発のためのチラシやロゴマグネット作成



上 限

県社協会員

300千円

県社協非会員

100千円

区分
8

法人後見立ち上げ支援事業

社会福祉法人の法人後見受任のための準備や実施体制整備に向けた研修に係る費用、法人後見実施初年度の活動報酬等を助成します。

備考 市町社会福祉協議会は除く。

県社協会員・非会員ともに 上 限

300千円

区分
6

防災減災対策・福祉避難所設置助成事業

福祉避難所に指定された事業所における地域との合同防災訓練など、地域と連携して防災・減災を推進する取組に対して助成します。

事業例

- ・福祉避難所開設訓練の実施
- ・行政等関係機関と連携した、災害時の要配慮者受け入れ態勢の構築検討会の実施

備考 事業継続計画（BCP）の策定は対象外。
申請時は、福祉避難所の指定を受けている書類の写しを添付してください。

上 限

県社協会員

200千円

県社協非会員

100千円

区分
9

人材確保・定着促進事業

施設・事業所の魅力を発信する採用ツールの開発（専用サイト、パンフレットの作成等）や、職員のモチベーション向上・定着・成長につながる人事管理制度の整備の取組に対して助成します。

備考 人材紹介会社へ支払う費用については対象外。

上 限

300千円

特別助成

内容

- 地域福祉や職員の資質向上等を目的とした先駆的な取り組みに対して助成します。
- プレゼンテーションによって、その成果や効果が他の模範となるような事業であると認められるものに限ります。
- 多様な関係機関や住民等と連携して下記のテーマに取り組む事業を優先的に採択します。
 - ①地域における新たな相談・見守り体制の構築
 - ②世代間交流を促進する常設型のコミュニティづくり
 - ③既存の制度では対応できない生活支援サービスの実施

期間

2年

助成対象

- 社会福祉法人
- 社会福祉法人が経営する社会福祉施設
- NPO法人および医療法人が経営する障害者自立支援法指定事業所
- 地域活動支援センター
- 各種別協議会

事業例

- 地元のタクシー業者と連携した“あいのリタクシー”事業
- スポーツレクを通じた健康作りと世代間交流の促進事業
- 障がい者就労支援事業所における6次産業確立事業



上限額：1,500千円（2年間で3,000千円）

助成率：県社協会員7/10、県社協非会員5/10

交付申請書提出期限

○一般助成

8月末、10月末、12月末ごとに締め切ります（最終提出期限：令和5年12月22日必着）
申請数の上限は1法人3件までです。

○特別助成

令和5年12月22日必着

助成金申請について

助成要綱・申請様式は静岡県社会福祉協議会のホームページにてダウンロードしてください。

活用事例集も
公開しています！



<http://shizuoka-wel.jp/help/development/>

助成の可否や申請書の書き方など、お気軽にご相談ください

福祉企画部経営支援課 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
TEL：054-254-5231／FAX：054-251-7508
メール：kikin@shizuoka-wel.jp